

春は就職・進学・転勤の季節です

転入・転出の届出をお忘れなく

住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。

届出の際に必要な書類がない場合は、手続きができないことがありますので、ご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

■転入届

(他市区町村から下野市に住所を移すとき)

- 必要なもの
- ・前住所地で交付された「転出証明書」
- ・本人確認書類(免許証、パスポート等)
- ・印鑑(認め印可)
- ・代理人選任届(代理の方が手続きするとき)
- ・その他、該当する手続きに必要な書類

■転出届

(他市区町村に住所を移すとき)

- 必要なもの
 - ・本人確認書類(免許証、パスポート等)
 - ・印鑑(認め印可)
 - ・代理人選任届(代理の方が手続きするとき)
 - ・その他返納の必要があるもの(印鑑登録証、国民健康保険証、各種医療受給者証など)
- ※転出先住所、転出日をご確認のうえ、手続きをしてください。
- 転出届をすると、「転出証明書(無料)」が交付されます。この「転出証明書」を添えて、新しい住所地で転入届をしてください。

■問い合わせ先

市民課国分寺窓口

☎(40)5557

南河内窓口

☎(48)2111

石橋窓口

☎(52)1111

3月30日(土)、31日(日)、4月6日(土)、7日(日)は市民課国分寺窓口を午前中開庁します

午前中開庁します

3月30日(土)、31日(日)、4月6日(土)、7日(日)の4日間の午前中、住所異動の時期に伴い、市民課国分寺窓口を次のとおり開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、一部の業務及び他市区町村・関係各課等に照会や確認を必要とする手続きにつきましては、申し訳ございませんが、お取り扱いできないことがあります。また、内容によっては、再度お越しいただくこともありますので、ご了承ください。

■開庁日 3月30日(土)、31日(日)、4月6日(土)、7日(日)

■時間 午前8時30分から正午

■場所 国分寺庁舎 市民課窓口

■取り扱い業務

- 届書の受付
- ・転入、転出、転居、世帯変更届
- ・印鑑登録
- ・国民健康保険及び国民年金の取得・喪失の届出

※短期保険証及び資格者証の届けは受付できません

- 証明書の交付
- ・住民票の写し

■取り扱いできない業務

- ・住民基本台帳ネットワーク関係業務(住民基本台帳カードの申請・交付・転入手続の一部など)
- ・パスポート関係業務(申請・交付など)
- ・公的個人認証サービス業務
- ・住居表示の届出
- ・住居表示地区(大光寺、花の木、大松山、駅東)への転入・転居のうち住居番号が付番されていない建物への届出
- ・区画整理地内(仁良川)への転入・転居などで地番の確認を要するもの
- ・他市区町村や関係各課への確認が必要な業務

■問い合わせ先

市民課国分寺窓口 ☎(40)5557